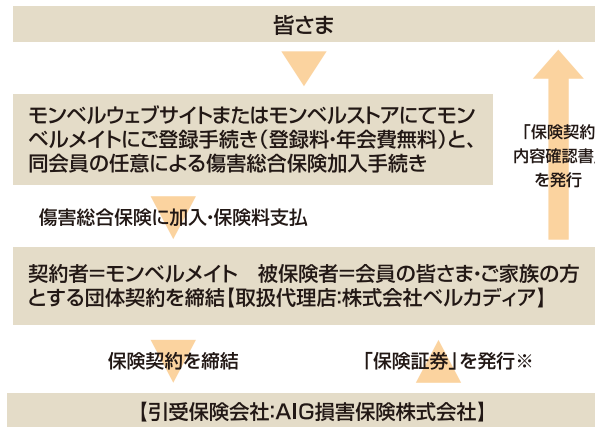


## 【ご加入方法について】

契約方式は、保険契約者をモンベルメイト代表者辰野勇、被保険者（保険の対象となる方）を会員の皆さま（ご本人）またはご家族の方、取扱代理店を株式会社ベルカディア（モンベルメイトの各サービスを運営）として保険契約を締結する団体契約となります。ご加入後はモンベルメイトのウェブサイトにて「加入者証」をご確認いただけます。（ID・パスワードの登録が必要です）

【引受保険会社】AIG損害保険株式会社



※ 契約者であるモンベルメイトに対し発行します。

## 【ご加入条件について】

### <ご加入者（保険料負担者）について>

- モンベルメイト（登録無料）のメンバーです。
- 加入時点の年齢が満20歳以上で法律上の行為能力を有している方です。

### <その他ご加入条件について>

- 保険期間（保険のご契約期間）は1年間または長期（3年、5年）となります。
- 保険開始日時点での年齢が満75歳以上～満76歳以下は保険期間1年・3年、満77歳以上～満78歳以下は保険期間1年のみの申し込みが可能です。
- 保険責任開始時刻は保険始期日の午後0時（正午）からとなります。
- ウェブサイトからのお申し込みの場合、保険料のお支払い方法はご加入者本人名義のクレジットカード一括払いのみとなります。（お取り扱いカード：JCB・VISA・Mastercard・American Express・Diners Club）
- 就業中対象外コースは有職者の方のみお選びいただけます。住居と職場を同じとする方、就業中か否かの区別が明らかでない方はお選びいただけません。
- 自営業者で同一建物・敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている方は就業中対象外コースをお選びいただけません。24時間補償（A）コースまたは24時間補償（B）コースでのお引き受けのみとなります。
- 無職者の方（専業主婦・学生・年金受給者など）は24時間補償（A）コースとなります。＊学生アルバイトを含みます。
- 保険契約の申し込みの撤回など（クーリングオフ）は対象外となりますのでご注意ください。
- 過去1年以内に傷害保険金を3回以上請求または受領されたことがある方はお申し込みいただけません。
- ご加入されている同種の保険の合計額と、今回ご加入予定の保険金額との合計額が、死亡・後遺障害保険金額で1億円（無職者は2,000万円）を超える場合、入院保険金日額で30,000円（無職者は10,000円）または、通院保険金日額で20,000円（無職者は6,000円）を超える場合は、ご加入いただけません。
- 以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。
  - ①被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
  - ②被保険者がご加入者本人以外の場合

## 【ご注意】

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご加入に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」など）を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

（D-005445 2022-10）

**事故が起これたら**

事故の状況やケガの程度をただちに（遅くとも事故の日から30日以内）ご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告がありますと、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険に関するお問い合わせ  
傷害事故受付

<https://hoken.montbell.jp>

株式会社ベルカディア 保険窓口：モンベル・アウトドア・チャレンジ  
☎0120-938-593 携帯電話・PHSからは 06-7220-3393  
Eメールアドレス hoken@montbell.com  
【受付時間】10:00～18:00【定休日】3月～10月／無休 11月～2月／日曜・祝日

### 取扱代理店

**Bellcadia** 株式会社ベルカディア

保険窓口：M.O.C.（モンベル・アウトドア・チャレンジ）本部事務局  
〒550-0013 大阪府大阪市西区新町2-2-2

※株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理業などを行う、モンベルグループの企業です。

### 引受保険会社

**AIG損害保険株式会社**

大阪企業営業部 営業第二課  
〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB  
TEL.06-7223-3011



## mont-bell mate <モンベルメイトについて> （登録無料）

1.モンベルメイトとは、以下の方が対象となり、モンベルメイトとなることを同意された方です。

- モンベルクラブ会員（年会費：¥1,500）
- 通信販売利用者 ●M.O.C.イベント参加者
- アンケート回答者 ●旧モンベルクラブ会員
- 既保険加入者（2005年4月1日以降）

### 2.サービス内容

モンベルウェブサイトスピーディーにご利用いただけるほか、傷害保険の加入ならびにメールマガジンの配信サービス、イベント情報の発送サービスなどをご利用いただくことができます。

### 3.登録内容に変更があった場合

氏名、住所、Eメールアドレスなど届け出事項に変更があった場合は、モンベルウェブサイト上で修正してください。修正ができない場合は、モンベルクラブ事務局までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、メールマガジンなどがお届けできず、サービスが受けられなくなる場合があります。

**長期  
補償タイプ**

保険期間 **1年・3年・5年**  
保険料 **3,420円** から

# モンベルの アウトドア保険

アクティビティに合わせて

**選べる2タイプ**

さまざまなアウトドアスポーツに対応

モンベル **野外活動保険**  
傷害総合保険

危険度の高い山岳登山にも対応

モンベル **山岳保険**  
運動等危険補償特約付傷害総合保険

# アウトドアを楽しむ人へ、 日常生活から安心を！

安心と一緒に  
出かけよう

**WEBやモンベルストアで  
スピーディーに申込OK！**

**モンベルクラブ・メンバーズ  
ポイントが貯まる！**

日常生活はもちろん、アウトドアでのさまざまなリスクに対応！！



搜索・救助が  
必要になった



ケガをして  
治療費がかかった



他人にケガを  
負わせてしまった



自分の物を誤って  
壊してしまった

2021年10月1日以降保険始期契約用

お申し込みは、店頭または  
モンベルウェブサイトから

▶ <https://hoken.montbell.jp/>



mont-bell



# モンベルのアウトドア保険の特長とポイント

さまざまなシーンで安心をサポート

## 特長 アウトドアから日常生活の事故やケガまで幅広く補償！

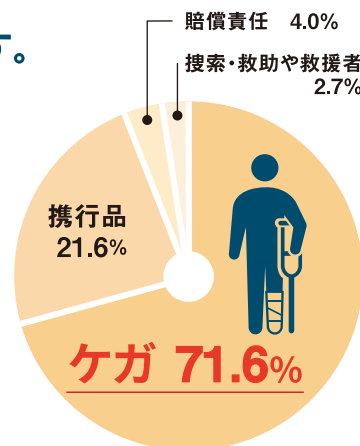
モンベルのアウトドア保険

実は、保険金支払い事例の**第1位は「ケガ」**によるものです。

アウトドア保険＝搜索・救助費用の補償ではありません。  
日常生活・アウトドアでのご自身のケガや、他人に対する賠償責任なども補償します。  
(プランにより補償内容が異なります)

過去事例でも、搜索・救助よりケガでのお支払い件数が多い傾向にあります。

※ここに掲載の保険金支払いに関するデータは、保険期間開始日が2019年1月1日～2019年12月31日までの、モンベルのアウトドア保険(傷害総合保険)の保険金支払い実績に基づくデータです。  
※「ケガ」「携行品」「賠償責任」「搜索・救助や救援者」の各保険金の割合は、上記期間内における各保険金支払を合計した件数に占める割合です。(2020年6月 AIG損害保険株式会社調べ)



NEW

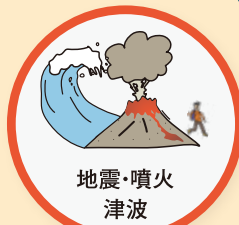
## 特長 遭難時の搜索・救助や救援者の費用の補償範囲を拡大!!

従来から対象の「遭難等の原因」(例)

野生動物による襲撃 雪崩・落石 道迷い 滑落・転倒



さらに



新しく対象となった「遭難等の原因」(例)

2021年10月1日以降保険始期  
契約より補償拡大!!

2021年10月1日以降保険始期契約から、「救援者費用等追加補償特約」をセットしたことにより、国内における病気や疲労・悪天候・地震・噴火・津波等を原因とした遭難等も補償可能になりました。

また、対象となる費用に遭難時の装備品に関する損害も追加となりました。

遭難時のより幅広い補償が可能に！

## ポイント アクティビティに応じて選べる2タイプの保険をご用意



アイゼンやピッケルなどを使用する**本格的な山岳登山(ロッククライミング・フリークライミングを含みます。)**や、登山用具を必要とする**山岳スキー**を行うことがありますか？

NO

モンベル野外活動保険™

＜ボルダリングおよび人工壁でのクライミングについて＞

衝撃吸収マットの使用など競技規則にのっとった高さ5m以下のボルダリング(人工壁、自然壁間わす)や、安全確保のためのロープを使用した人工壁(※)でのクライミング(リードクライミング・スピードクライミングに代表されるスポーツクライミングなど)中の事故は、野外活動保険への加入で補償可能です。  
(※)人工壁：もっぱらクライミングの用に供される、表面にクライミングのための突起・支点を施した人工の壁をいいます。

YES

モンベル山岳保険

# 簡単保険選び診断チャート

それでは実際に選んでみましょう！

## STEP 1 備えたいことや心配なことを選ぶ

ヒヤリとした経験があるもの、備えたいリスクにチェックを入れてみましょう



遭難時の搜索・救助や救援者の費用

1



＜例＞

- ・登山中に、滑落し救助をうけた
- ・カヤックで転覆し遭難



ご自身のケガ

3



＜例＞

- ・下山中に足を踏みはずし捻挫
- ・調理中にやけどを負った



他人に対する賠償責任リスク

2



＜例＞

- ・斜面で装備品を落し他人にケガをさせた
- ・自転車で歩行者をハネてケガをさせた



持ち物の損害

4



＜例＞

- ・登山中転倒しトレッキングポールを破損
- ・誤ってカメラを落として壊してしまった

## STEP 2 必要な補償に合わせてプランを選ぶ

保険のタイプ・備えたい項目を選んだら、次はご自身のニーズに合ったプランを選びましょう

| 補償内容  |                       | 安心プラン        | スタンダードプラン  | シンプルプラン        |
|-------|-----------------------|--------------|------------|----------------|
|       |                       | 幅広い補償であなたを守る | 治療費用を実費で補償 | 保険料を抑え重大事故に備える |
| 1     | 遭難時の搜索・救助や救援者の費用※1の補償 | ○            | ○          | ○              |
| 2     | 他人に対する賠償責任の補償         | ○            | ○          | ○              |
| 3     | ご自身のケガによる死亡や後遺障害の補償   | ○            | ○          | ○              |
|       | ご自身のケガの補償(治療費の実費)     | ○            | ○          | —              |
|       | ご自身のケガの補償(入院・通院の日額)   | ○            | —          | —              |
| 4     | ご自身のケガの補償(手術保険金)      | ○            | —          | —              |
|       | 持ち物の損害※2の補償           | ○            | —          | —              |
| 年間保険料 |                       | 10,870円～     | 4,960円～    | 3,420円～        |
|       |                       | 26,240円～     | 16,010円～   | 6,340円～        |

※1遭難時の装備品の損害※2の補償も含まれます

※2装備品の損害は「救援者費用等追加補償特約」、持ち物の損害は「携行品損害補償特約」で補償する損害をいいます。それぞれの特約の補償の概要についてはP6「Q&Aよくあるご質問」のQ5でご案内しています。

さらに安心プランでは・・・！

1. 地震・噴火・津波によるケガなども補償します

一般的な傷害保険では補償されない地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガや死亡も、「地震・噴火・津波危険補償特約」をセットしているため補償可能です。

2. ケガをされた場合の入院や手術、通院の補償が充実しています

「入院保険金」「手術保険金」「通院保険金」の支払対象となる期間を延長する「入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)」  
「通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)」をセットしているため、長期間の入院や通院などにも対応しています。

保険の補償内容を動画で  
くわしくご説明します。

こちらから  
ご覧ください！







Q & A よくあるご質問

**<用語の説明>**  
**山岳登はん**：ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングや、安全確保のためのロープを使用した人工壁（※）でのクライミング（リードクライミング・スピードクライミングに代表されるスポーツクライミングなど）を除きます。  
（※）人工壁：もっぱらクライミングの用に供される、表面にクライミングのための突起・支点を施した人工の壁をいいます。

Q1. 靴ずれ、凍傷、高山病などは保険金※ 支払い対象となりますか？

A. 保険金支払条件である「急激かつ偶然な外来の事故」にあてはまらないため、保険金支払いの対象となりません。  
その他、日焼け、野球肘、低温やけどなども支払いの対象となりません。ただし、滑落などの事故によるケガが原因で身動きがとれず、その結果、凍傷になってしまった場合は保険金支払いの対象となります。  
※死亡・後遺障害、入院、手術、通院、傷害医療費用の各保険金をいいます。

Q2. 通勤通学中の自転車での事故によるケガは保険金の支払い対象ですか？

A. 通勤通学時の自転車での事故をはじめ、日常生活中の事故によるケガも保険金支払いの対象となります。  
なお、通勤時は「24時間補償」、「就業中対象外」のどちらでも補償の対象となります。

Q3. 海外での山岳登はん中の事故も補償されますか？

A. 「モンベル野外活動保険」「モンベル山岳保険」における国内・海外での補償可否の概要は次の通りです。

|                 |    | 山岳登はん以外の登山やハイキングなど |                         |          | 山岳登はん     |                         |          |
|-----------------|----|--------------------|-------------------------|----------|-----------|-------------------------|----------|
|                 |    | ご自身のけがの補償          | 遭難時の捜索・救助や<br>救援者の費用の補償 | その他の補償※1 | ご自身のケガの補償 | 遭難時の捜索・救助や<br>救援者の費用の補償 | その他の補償※1 |
| モンベル<br>野外活動保険™ | 国内 | ○                  | ○                       | ○        | ×         | ×                       | ○        |
|                 | 海外 | ○                  | ○※2                     | ○※4      | ×         | ×                       | ○※4      |
| モンベル<br>山岳保険    | 国内 | ○                  | ○                       | ○        | ○         | ○                       | ○        |
|                 | 海外 | ○                  | ○※2                     | ○※4      | ○※3       | ×                       | ○※4      |

※1 その他の補償とは、「他人に対する賠償責任の補償」「持ち物の損害の補償」をいいます。  
※2 一部国内のみの補償となります。詳細は Q4 を参照ください。  
※3 エベレスト、K2、マナスルなど標高6,000m以上の山への登はん行程中の事故は補償対象外です。  
※4 個人賠償責任補償特約に自動的にセットされている「賠償事故の解決に関する特約」は日本国内で発生した事故に限り対象とします。

Q4. 「救援者費用等補償特約※1」「遭難捜索費用補償特約」「遭難捜索追加費用補償特約」の違いはなんですか？

A. 「救援者費用等補償特約※1」「遭難捜索費用補償特約」「遭難捜索追加費用補償特約」は、遭難などの事故の際に負担する捜索救助などの費用を補償する特約ですが、補償対象となる活動や地域、補償する範囲が異なります。主な相違点については次の一覧でご確認ください。

|                | 救援者費用等補償特約※1                         | 遭難捜索費用補償特約      | 遭難捜索追加費用補償特約 |
|----------------|--------------------------------------|-----------------|--------------|
| ●対象となる保険商品     | 野外活動保険、山岳保険                          | 山岳保険            |              |
| ●補償対象となる活動     | 山岳登はん以外の登山やハイキング中の遭難や搭乗中の航空機や船舶の遭難など | 山岳登はん行程中の遭難     |              |
| ●補償対象となる地域     | 国内、海外※2                              | 国内のみ            |              |
| ●補償対象となる費用     | ①～⑥の費用                               | ①から⑤の費用を以下の通り補償 |              |
| ①捜索救助費用        | ○                                    | ○               | —            |
| ②救援者の現地への往復交通費 | ○                                    | —               | ○            |
| ③救援者の現地での宿泊料   | ○                                    | —               | ○            |
| ④現地からの移送費      | ○                                    | —               | ○            |
| ⑤諸雑費           | ○                                    | —               | ○            |
| ⑥装備品の損害        | ○                                    | —               | —            |

※1 救援者費用等補償特約には救援者費用等追加補償特約をセットしています。  
※2 遭難の原因が病気・疲労・悪天候・地震・噴火・津波等による場合は国内のみ対象となります。 ※詳細は、補償内容の概要または約款等でご確認ください。

Q5. Q4の⑥装備品の損害の補償（救援者費用等追加補償特約）と携行品損害補償特約の違いについて教えてください。

A. 対象となる事故の範囲や対象となるもの、対象とならないものが異なります。主な例など次の一覧でご確認ください。

| 項目         | 特約 | 携行品損害補償特約（安心プランのみセット）                                    | 救援者費用等追加補償特約（全てのプランにセット）                  |
|------------|----|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 対象となる事故の範囲 |    | 住宅外での日常生活全般<br>（山岳登はん行程中の遭難・行方不明の場合も含みます）                | 遭難・行方不明の場合のみ<br>（山岳登はん行程中は除きます）           |
| 対象となるもの    |    | スキーやスノーボードの板、釣り竿、カメラ など                                  | 左記に加え、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、携帯電話、眼鏡 など |
| 対象とならないもの  |    | スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット型端末、携帯電話、眼鏡、カヌー、カヤック、自転車、サーフボード など | カヌー、カヤック、自転車、サーフボード など                    |

（注）携行品損害補償特約と救援者費用等追加補償特約の両方でお支払い対象となる場合であっても、実際の損害額を超えて保険金をお支払いすることはございません。

「個人賠償責任補償特約」における被保険者の範囲は次のとおりとなります。①.本人 ②.本人の親権者 ③.本人の配偶者 ④.①から③までの同居の親族 ⑤. ①から③までの別居の未婚の子 ⑥.本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。⑦.②から⑥までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

野外活動保険™（傷害総合保険）&山岳保険（運動等危険補償特約付傷害総合保険）内容の概要

| 基本補償の補償内容         | 保険金をお支払いする主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                     |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死 亡 保 険 金         | ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。<br>（注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には※、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。<br>※保険期間3年、5年の契約は「既にお支払した後遺障害保険金がある場合には」を「その保険事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた保険事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合には」に読みかえます。                                                               | ●故意または重大な過失<br>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br>●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転<br>・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ                                                           |
| 後 遺 障 害 保 険 金     | ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。（注）お支払いする保険金は、保険期間を通じて※1.死亡・後遺障害保険金額が限度となります。                                                                                                                                                                           | ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気に意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など）<br>●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には保険金をお支払いします。）                                |
| 入 院 保 険 金         | ケガにより事故日を含めて180日以内に入院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の入院について、〔ご契約の保険金日額×入院日数〕をお支払いします。<br>※入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約（1,000日用）セット                                                                                                                                                                          | ●妊娠・出産・早産<br>●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<br>●地震・噴火またはこれらによる津波<br>※地震・噴火・津波危険補償特約をセットする場合は除きます。                                         |
| 手 術 保 険 金         | ケガにより事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて1,000日以内に所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1事故につき1回限度）<br>① 入院中に受けた手術の場合 【入院保険金日額×10】<br>② ①以外の手術の場合 【入院保険金日額×5】<br>※入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約（1,000日用）セット                                                                                                  | ●特に危険な運動中のケガ（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）<br>（注）山岳保険は運動等危険補償特約付傷害総合保険ですので、山岳登はん※2については補償の対象となります。 |
| 通 院 保 険 金         | ケガにより事故日を含めて180日以内に通院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の通院（通院に準じた状態（※1）および往診を含みます。）について、〔ご契約の保険金日額×通院日数〕をお支払いします。（1事故につき、90日限度）<br>（※1）骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位（長骨等・脊柱など）を固定するためにギプスなど（※2）を常時装着した状態をいいます。<br>（※2）固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具を含みません。<br>※通院保険金支払対象期間延長特約（1,000日用）セット | ●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ<br>●戦争・革命内乱、暴動<br>●放射線照射・放射能汚染 など                                                                              |
| 傷 害 医 療 費 用 保 険 金 | ケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。<br>（1事故につきご契約の保険金額限度）<br>●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費<br>●入退院・転院のための交通費<br>●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用<br>（注）労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。                                                                                              |                                                                                                                                                     |

| 特約の補償内容                                  | 保険金をお支払いする主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個 人 賠 償 責 任 補 償 特 約                      | 被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など（※）を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。<br>●住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故<br>（※）電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。<br><お支払いする保険金>次の賠償金や費用の額をお支払いします。<br>●損害賠償金（1事故につきご契約の保険金額限度） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。）<br>（注1）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。<br>（注2）この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手段（弁護士の選任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限りします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ●故意<br>●地震・噴火またはこれらによる津波<br>●職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）<br>●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任<br>●心神喪失による損害賠償責任<br>●同居の親族に対する損害賠償責任<br>●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任 など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 携 行 品 損 害 補 償 特 約<br>（再調達価額補償型）          | 被保険者が、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券、通貨などは5万円）を限度として、再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）で算定した損害の額または修理費をお支払いします。（再調達価額を限度とし、また、保険期間を通じて※1、ご契約の保険金額限度）<br>（注1）携行品に含まれない主な物は次のとおりです。<br>●携帯電話・スマートフォンなどの移動体通信端末機器およびこれらの付属品<br>●ノート型パソコン・タブレット型端末・電子辞書などの携帯型電子事務機器およびこれらの付属品<br>●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、データなどの無体物<br>●船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、自動車、自転車、オートバイ、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品<br>（注2）貴金属などは、時価額により算定します。（注3）自己負担額（1事故につき 3,000円）があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ●故意または重大な過失<br>●自殺行為、犯罪行為、闘争行為<br>●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転<br>・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転<br>●地震・噴火またはこれらによる津波<br>●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥<br>●電気的事故、機械的事故<br>●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難<br>●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 救 援 者 費 用 等 補 償 特 約<br>【救援者費用等追加補償特約セット】 | 被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。<br>（保険期間を通じて※1、ご契約の保険金額限度）<br>1.搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合<br>2.日本国内での野外活動中における偶然な事故（※）によって、被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などによって確認された場合<br>（※）「急激かつ偶然な外来の事故」による場合は、日本国外でもお支払いの対象となります。<br>3.被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続て入院した場合<br><お支払いする保険金><br>次の費用の額をお支払いします。<br>①捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用<br>②現地までの救援者の往復交通費（2名分まで、かつ1往復分限度）<br>③救援者の宿泊料（2名分まで、かつ1名につき14日分限度）<br>④現地からの移送費用<br>⑤救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費<br>（日本国外20万円、日本国内3万円限度）<br>⑥上記1または2に該当した被保険者の装備品（※1）にかかる費用。なお、装備品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券、通貨などは5万円）を限度として、再調達価額（※2）で算定した損害の額または修理費とします。（再調達価額（※2）を限度とし、また、保険期間を通じて※1、ご契約の保険金額×10%限度）（※3）<br>（※1）装備品に含まれない主な物は次のとおりです。<br>●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ（眼鏡を除きます）、補聴器、動物、植物、データなどの無体物<br>●船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、自動車、自転車、オートバイ、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品<br>（※2）同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。ただし、貴金属などは、時価額により算定します。<br>（※3）自己負担額（1事故につき10,000円）があります。<br>（注1）②③の費用において、上記2の場合にその被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（※）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。※捜索、救助または移送をいいます。 | ●故意または重大な過失<br>●自殺行為、犯罪行為、闘争行為<br>●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転<br>・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転<br>●脳疾患、病気または心神喪失（ただし、日本国内で生じた「保険金をお支払いする主な場合」1または2の場合は、保険金をお支払いします。）<br>●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。）<br>●地震・噴火またはこれらによる津波（ただし、日本国内で生じた「保険金をお支払いする主な場合」1または2の場合は、保険金をお支払いします。）<br>●「保険金をお支払いする主な場合」3について、むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<br>●特に危険な運動中のケガ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）<br>●戦争・革命内乱、暴動<br>●放射線照射・放射能汚染<br><装備品補償固有の事由><br>●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥<br>●電気的事故、機械的事故<br>●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難<br>●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など |
| 地 震 ・ 噴 火 ・ 津 波 危 険 補 償 特 約              | 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガをした場合に、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。【対象となる保険金】基本補償（死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用）の保険金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 遭 難 捜 索 費 用 補 償 特 約<br>【日本国内のみ補償】        | 山岳登はん ※2の行程中に遭難したことにより、その捜索、救助または移送のため、捜索活動を行った者に対して負担した費用をお支払いします。（保険期間を通じて※1、ご契約の保険金額限度）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 遭 難 捜 索 追 加 費 用 補 償 特 約<br>【日本国内のみ補償】    | 山岳登はん ※2の行程中に遭難したことにより、ご契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用をお支払いします。<br>（保険期間を通じて※1、30万円限度）<br><お支払いする保険金>次の費用の額をお支払いします。<br>①現地までの救援者の往復交通費（2名分まで、かつ1往復分限度） ③現地からの移送費用<br>②救援者の宿泊料（2名分まで、かつ1名につき14日分限度） ④交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費（3万円限度）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 運 動 等 危 険 補 償 特 約                        | 山岳登はん ※2 行程中にケガをした場合に、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。<br>ただし、標高6,000m以上の山への登はんは除きます。<br>【対象となる保険金】基本補償（死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用）の保険金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

※1.保険期間3年・5年の契約は「保険期間を通じて」を、「各保険年度ごとに」と読みかえます。  
※2.「山岳登はん」については、左ページの「用語の説明」をご確認ください。